



広島県報

号 外
第 97 号

発行所 広島県総務部
総務管理同文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

落札者等の公示 (九件)	1
教育委員会教育長公告	1
一般競争入札	5
公安委員会公告	7
警備員指導教育責任者講習の実施	7
不動産適正取引推進機構公告	7
平成十八年度県政報告書(第1号)の採択	18

公 告

次のおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条の規定によつて公告する。

平成18年6月2日

広島県知事 藤 田 雄 山

県決第13号

- 1 調達件名
電子計算組織の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県総務部財務局情報政策室

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日(土)

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社日立製作所中国支社

(2) 住所

広島市中区袋町5番25号

5 契約金額

381,518,988円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第10条第1項第2号該当

次のおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条の規定によつて公告する。

平成18年6月2日

広島県知事 藤 田 雄 山

県決第14号

1 調達件名

広島県財務会計トータルシステム運用保守管理業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県総務部財務局情報政策室

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日(土)

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国
- (2) 住所
広島市南区比治山本町11番20号
- 5 契約金額
32,256,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
特例政令第10条第1項第2号該当

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条の規定によつて公告する。

平成18年6月2日

広島県知事 藤 田 雄 山

県決第15号

- 1 調達件名
広島マイゲルネット保守・運用管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 名称
広島県総務部財務局情報政策室
- (2) 所在地
広島市中区基町10番52号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日(土)
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
西日本電信電話株式会社広島支店
- (2) 住所
広島市中区基町6番77号
- 5 契約金額
122,535,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
特例政令第10条第1項第2号該当

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条の規定によつて公告する。

平成18年6月2日

広島県知事 藤 田 雄 山

県決第16号

- 1 調達件名
広島県行政LAN・WAN保守運用管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 名称
広島県総務部財務局情報政策室
- (2) 所在地
広島市中区基町10番52号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日(土)
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
西日本電信電話株式会社広島支店
- (2) 住所
広島市中区基町6番77号
- 5 契約金額
63,326,280円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
特例政令第10条第1項第2号該当

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条の規定によつ

て公告する。

平成18年6月2日

広島県知事 藤 田 雄 山

県決第17号

1 調達件名

広島県地方機関WAN・地域事務所LANネットワークシステム保守委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県総務部財務局情報政策室

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日(土)

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

西日本電信電話株式会社広島支店

(2) 住所

広島市中区基町6番77号

5 契約金額

57,519,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第10条第1項第2号該当

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条の規定によつて公告する。

平成18年6月2日

広島県知事 藤 田 雄 山

県決第18号

1 調達件名

広島県地方機関LANネットワーク機器保守委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称
広島県総務部財務局情報政策室

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日(土)

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

西日本電信電話株式会社広島支店

(2) 住所

広島市中区基町6番77号

5 契約金額

49,665,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第10条第1項第2号該当

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条の規定によつて公告する。

平成18年6月2日

広島県知事 藤 田 雄 山

県決第19号

1 調達件名

広島県・市町村電子申請システム共同運用サービス提供委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県総務部財務局情報政策室

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日(土)

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- (2) 住所
東京都千代田区内幸町一丁目1番6号
- 5 契約金額
105,084,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
特例政令第10条第1項第2号該当

次のおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第11条の規定により公告する。

平成18年6月2日

広島県知事 藤 田 雄 山

県決第20号

- 1 調達件名
時事通信社「iJAMP」利用契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
広島県総務部財務局情報政策室
(2) 所在地
広島市中区基町10番52号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日 (土)
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社時事通信社
(2) 住所
東京都中央区銀座五丁目15番8号
- 5 契約金額
48,031,200円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続

- 随意契約
- 7 随意契約を行った理由
特例政令第10条第1項第1号該当

次のおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第11条の規定により公告する。

平成18年6月2日

広島県知事 藤 田 雄 山

県決第21号

- 1 調達件名
広島県庁LAN・WANサポートダイヤル・地方機関ヘルプデスク業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 名称
広島県総務部財務局情報政策室
(2) 所在地
広島市中区基町10番52号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成18年5月19日 (金)
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
西日本電信電話株式会社広島支店
(2) 住所
広島市中区基町6番77号
- 5 契約金額
45,977,400円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札広告日
平成18年4月6日

教育委員会教育長公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成18年6月2日

広島県教育委員会教育長 関 靖 直

教一般18第9号

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量
広島県立高等学校（12校）情報化教育用コンピュータシステム及びその据付け、調整、保守等 一式

(2) 借入件名の特質等
メンテナンス・リースとし、詳細は入札説明書による。

(3) 借入期間
平成18年9月1日から平成22年8月31日まで

(4) 借入場所
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
入札説明書による。

(5) 入札方法

前記①の件名で、契約しようとする希望賃借料の月額で入札に付する。

(6) 入札書の記入方法等

消費税相当額及び地方消費税相当額を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額及び地方消費税相当額を含めた希望賃借料の月額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 平成14年広島県告示第1228号（平成15年4月1日から平成19年12月31日までに県が発注する物品の売買、修理、借入れなど的一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続など。以下「資格告示」という。）により資格を認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(3) 広島県の定める物品の競争入札等に係る指名除外要領に基づく指名除外を、本件調達公告日から開札日までの間のいずれの日においても受けていない者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者で、前記2の(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間
平成18年6月2日（金）から平成18年6月15日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。（郵送等の場合は、平成18年6月15日（木）必着）

(3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問合せ先
〒730 - 8511 広島市中区基町10番52号
広島県総務部財務局財産管理室（広島県庁本館3階）

電話 (082) 513 - 2315（ダイヤルイン）

4 入札参加条件

(1) 前記2の入札参加資格を有する者又は前記3の申請により入札参加資格を認定された者であること。

(2) 借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを円滑に行うことができる者であること。

5 入札手続等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒730 - 8514 広島市中区基町9番42号
広島県教育委員会事務局管理課総務課教育政策室（広島県庁東館4階）

電話 (082) 513 - 4936（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

平成18年6月9日（金）から平成18年6月14日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。（ただし、平成18年6月9日（金）については、入札説明会開始後に交付する。）

- 郵送等の場合は、平成18年6月14日(水)の消印まで受け付ける。
- イ 入手方法
 - 前記①の場所で直接受け取るか、又は郵送等によって請求すること。ただし、郵送等による請求の場合は、返信用の封筒及び切手を同封すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時
 - 平成18年6月9日(金) 午後2時
 - イ 場所
 - 広島市中区基町10番52号
 - 広島県庁南館1階入札室
 - (4) 入札書の提出期限及び提出方法
 - ア 提出期限
 - 平成18年7月12日(水) 午後5時
 - イ 提出方法
 - 持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。提出期限内必着)
 - (5) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
 - 平成18年7月13日(木) 午前11時
 - イ 場所
 - 広島市中区基町10番52号
 - 広島県庁南館1階入札室
 - 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金免除
 - 入札者に求められる事項
 - (3) 入札者に求められる事項
 - 本件の一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した必要な書類を添付して入札書の提出期限までに提出しなければならない。
 - 入札者は、開札日の前日までの間において、契約を担当する職員から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
 - 本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者による入札その他広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第21条各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
 - 要
- (6) 落札者の決定方法
 - 入札説明書で指定する性能等の要求要件をすべて満たしている提案をした者で、広島県契約規則第19条の規定によって定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者と決定する最低価格落札方式とする。
- (7) 手続における交渉の有無
 - 無
- (8) その他
 - この入札による契約は、平成19年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は解除することができるものとする。
詳細は入札説明書による。
- 7 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be leased
Computer System for Educational Use and Local Network System,
including its installation and maintenance
1 system limited to 12 Schools
 - (2) Time limit for tender
5:00 pm 12 July, 2006
 - (3) Fulfillment period
From 1 September, 2006 to 31 August, 2010
(A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)
 - (4) Fulfillment place
Specified in the bid explanation form
 - (5) Contact point for the notice
Education Policy Office, General Affairs Division, Administrave
Department, Organization of Prefectural Board of Education
9-42 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8514 Japan
TEL 082-513-4936(direct dialing)

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第51号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者に対する警備員指導教育責任者講習（警備業法第2条第1項第1号及び第3号に規定する警備業務に係る講習に限る。）を次のとおり実施する。

平成18年6月2日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

1 実施期日及び場所

(1) 実施期日

区 分	実 施 期 日	そ の 他
警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）に係る講習	平成18年7月3日（月）から平成18年7月6日（木）までの午前8時30分から午後5時30分まで	講習最終日には修了検査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
警備業法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）に係る講習	平成18年7月18日（火）から平成18年7月20日（木）までの午前8時30分から午後5時30分まで	

(2) 実施場所

広島市中区大手町四丁目2番27号 中央レジデンス3階

社団法人広島県警備業協会 研修室

2 受講定員

各50人

3 受講対象者等

旧資格者証を有する者で、申込み時に1号業務又は3号業務を実施している営業所において、当該業務に係る警備員指導教育責任者に選任されているもの

4 受講申込手続等

(1) 受講希望届出書の提出期間

ア 1号業務に係る講習

平成18年6月14日（水）から平成18年6月16日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

イ 3号業務に係る講習

平成18年6月26日（月）から平成18年6月28日（水）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 届出方法

ア 受講希望者本人が、上記①の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの受講希望届出書により届出を行うこと。

イ 受講希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講予定者を決定する。

ウ 抽選の結果及び受講申込書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(3) 受講申込書の提出先

広島市中区光南二丁目26番3号 別館光南庁舎2階

広島県警察本部生活安全部生活環境課

電話 (082) 228 - 0110 内線3214

(4) 受講申込書の配付場所等

上記③の場所又は広島県内の各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課において直接受け取ること。

提出書類等

5 受講予定者に決定した者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書1通（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真をちよう付したものに、旧資格者証の写し及び選任証明書（申込み時に1号業務又は3号業務を実施している営業所において、当該警備業務に係る警備員指導教育責任者に選任されていることを疎明する資料）1通を添付して上記③の場所に提出すること。

6 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 1号業務に係る講習

23,000円

イ 3号業務に係る講習

14,000円

(2) 納付方法

受講手数料は、受講申込書の提出時に各講習の手数料に相当する額の広島県収入証紙

により納付すること。

この広島県収入証紙は、受験申込書にちよう付けせず消印もしないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

7 持参物

筆記具、印鑑、警備業関係法令集(法令集は、講習会場において購入可能)

8 講習の委託

この講習は、社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。

9 講習に関する問い合わせ先

- (1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課
- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

不動産適正取引推進機構公告

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の二第一項の規定による広島県知事の委任に係る平成十八年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十八年六月二日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三 澤 眞

一 試験の日時

平成十八年十月十五日(日)午後一時から午後三時まで。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定によって、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(宅地建物取引業法施行規則「昭和三十二年建設省令第十二号」第十条の五第六号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」といふ。)については、午後一時十分から午後三時までとする。

二 試験の場所

受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。

- (一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- (二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- (三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- (四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- (五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

(六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記(一)と(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

2 出題法令

平成十八年四月一日現在施行されている法令による。

四 試験の方法及び出題数

1 方法

四肢択一式の筆記試験による。

2 出題数

五十問。ただし、登録講習修了者については、四十五問とする。

五 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 受験申込み

1 インターネットによる申込み

(一) 試験案内の掲載

ア 掲載期間 平成十八年七月三日(月)から平成十八年七月十八日(火)まで

イ 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)

(二) 申込期間

平成十八年七月三日(月)午前九時三十分から平成十八年七月十八日(火)午後九時五十九分まで

(三) 申込方法

ア 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書「修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの」に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。

イ 写真ファイル(平成十八年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの)を添付する。

(四) 受験手数料

七千円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードによって、又はコンビニエンスストアにおいて納入すること(事務手数料は、本人負担とする。)

2 郵送による申込み

(一) 試験案内及び受験申込書の配布

ア 配布期間

平成十八年七月三日(月)から平成十八年七月三十一日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日は除く。

イ 配布場所

社団法人広島県宅地建物取引業協会本部及び各支部並びに広島県都市部都市事業局建築指導室、広島県各地域事務所建設局及び建設局支局

(二) 申込期間

平成十八年七月三日(月)から平成十八年七月三十一日(月)までの消印があるものに限り受け付ける。

(三) 提出書類

ア 受験申込書(受験手数料納入済みを証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

イ 写真一葉(平成十八年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの大きさのもの)

ウ 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

(四) 受験手数料

七千円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙によって、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担とする。)

(五) 申込場所

社団法人広島県宅地建物取引業協会(〒七三三)

四六 広島市中区昭和町一

五 広島県不動産会館)あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。

七 合格発表

1 発表の期日

平成十八年十一月二十九日(水)

2 発表の方法

社団法人広島県宅地建物取引業協会本部、福山支部及び呉支部並びに広島県庁正面掲示板に合格者名簿を掲示するとともに、本人への合格証書の送付によって行う。

八 試験に関する問い合わせ先

社団法人広島県宅地建物取引業協会(電話 八二二四三 一一)